平成２３年（フ）第１９７号
山口県下関市形山みどり町７番８―101号
ペットタウンパティオ、前住所山口県下関市形山みどり町７番８―402号
債務者　楠瀬　千恵
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
山口県下関市長府才川２丁目11番20号
債務者　下岡　昭二
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
北九州市小倉南区中曽根６丁目９番８号
債務者　中丸　健治
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８１４号
北九州市小倉北区上富野３丁目１番32―201号
債務者　鉄井　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８４７号
北九州市小倉南区南方５丁目20番１号　102
債務者　片山　理恵
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８５０号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀608番地の１
債務者　芳賀　総子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８５９号
北九州市小倉北区泉台３丁目31番21―305号
債務者　坂本　利朗
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８６０号
北九州市小倉北区泉台３丁目31番21―305号
債務者　坂本三代子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８６２号
北九州市八幡西区南八千代町13番３―33号
債務者　漆平　絹代
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５１０号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町５番13号　島ハイツ203号
債務者　村田　寛之
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５１３号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目11番22号　大津アパート201号
債務者　緒方　**隆**治
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５１８号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目48番11号
債務者　原田惠美子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
青森市大字三内字沢部208番地６　メゾンサナオレンジ館103号、申立時の住所青森市富田４丁目７番26号
債務者　佐藤　和博
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６２５４号
大阪市北区長柄東２丁目１番24―1120号
債務者　鈴木　　実
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３２２号
大阪府大東市朋来２丁目８番201号
債務者　清水由美子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２９号
大阪市鶴見区安田１丁目１番４―710号
債務者　酒井　昌行
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５５３号
大阪市中央区瓦屋町３丁目４番３―1304号
債務者　三福食堂こと　金澤　義友
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８２６号
大阪府枚方市北楠葉町７番15号
債務者　冨山　晴代
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部